

10月は土地月間・10月1日は「土地の日」

1 住むまちの 明日をみつめて 土地活用

1 土地月間の普及について

土地基本法(平成元年法律第84号)では、毎年10月を「土地月間」とし、その初日である10月1日を「土地の日」と定め、普及・啓発活動の充実を図っています。

土地についての基本理念

- 1 土地については、公共の福祉を優先させるものとする。
- 2 土地は、「適正な利用」および「計画に従つた利用」がなされるものとする。
- 3 土地は、投機的取引の対象とされることはならない。
- 4 土地の価格の増加に伴う利益に応じて適切な負担が求められるものとする。

一定面積以上の土地取引は届出を

【必要な書類】

- 1 届出用紙、2 契約書の写し、また

あらかじめ町長の承認が必要となります。

2 土地区画形質変更について

【必要な書類】

- 1 土地利用承認申請書、2 隣接地権者の同意書、3 地区の意見書、4 必要な図面(平面図・横断図など)、5 公図の写し、6 現況写真、7 その他

※ご不明な点は、企画課までお問い合わせください。

はこれに代わる書類、3 土地の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地図、4 土地およびその付近の状況を明示した縮尺5万分の1以上の地図、5 土地の形状を明示した図面(公図など)、6 実測求積図(実測売買などでなければ不要)、7 その他(必要に応じて)

土地の権利取得者(売買の場合であれば、買主)

【届出先】

本府企画課または総合支所管理室
【届出期限】
契約を結んだ日から2週間以内

※土地取引については、個々の面積が小さくとも、取得する土地の合計が表1の面積以上となる場合は、届出が必要となります。



受けなければなりません。

土地利用事業とは

住宅、工場、遊戯施設、保養施設などの目的で、一団の土地における区画形質を変更する事業のこと。

例▼商店の建設など土地の利用形態を変更する場合
▼切土、盛土などの造成工事など土地の形状を変更する場合
▼農地から宅地への転換など土地の性質を変更する場合など

役場窓口では「本人確認」をしています

情報を守るために協力ください

戸籍や住民票、印鑑証明書などの虚偽の申請防止や町民の皆さんの大切な情報を探るため、交付申請時に

本人確認が義務付けられています。窓口に来られた際は、本人確認書類の提示をお願いします。

なお、本人確認書類をお持ちでない場合は、窓口で職員による聞き取り確認をさせていただきます。

【一つで良いもの】
住民基本台帳カード(顔写真付き)、運転免許証、パスポート(有効期限中のもの)など、公の機関が発行し顔写真が付いているもの

【次の中から2つ以上必要なもの】
健康保険証、国民健康保険証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険証、年金証書、年金手帳、学生証など

●住基カードはこのように変わりました



※住民基本台帳カード:写真付きの住基カードはさまざまな場面で、公的な身分証明書として本人確認や年齢確認に活用できます。記載内容は

平成22年版の農業日誌などを販売します

農業や生活に役立つ記事満載です

